

緊急事態宣言期間中における入札公告に関する申請書等の提出方法について

緊急事態宣言期間中における入札公告に関する申請書等の提出方法については、以下のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

○原則として、郵送による提出とするもの

- ・質問の提出
- ・一般競争入札参加資格確認申請書(第3号様式)
- ・入札保証金(現金納付以外)
- ・入札参加資格の変更届

※やむを得ず持参する場合は、必ずマスクを着用してお越しいただきますよう、よろしくお願い致します。

○原則として、公告もしくは指名通知にて示された方法による提出とするもの

- ・一般競争入札における審査にかかる書類
 - ・競争参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合の申立
- ※ただし、状況に応じて対応を変更する場合があります。

○原則として、一般競争入札における開札の立会は不可とします。

※開札の結果については、落札候補者にのみ審査にかかる書類の提出依頼と合わせてご連絡します。

※開札の結果、再度入札となった場合は、全ての入札参加者にご連絡します。

○原則として、指名競争入札における入札は入札会場にて行います。

※ただし、状況に応じて対応を変更する場合があります。

○以後、緊急事態宣言が発せられた時は、上述の対応を原則とします。